文京区補助金等チェックシート

所属福祉部福祉政策課

1	補助	<u>力金(</u>	<u>の名</u>	称等													30年月	度調査
補	助	金	Ø	名	称				文京約	総合:	福祉センター	-内	障害者支援	施設追	営補助金	金		
根	拠	· ‡	現	定	等			文	京総合福	ā祉 [、]	センター内障	章害	者支援施設	運営補	前助金交付	寸要綱		
創		設	左	Į.	月	平成	27	年	4	月	経過年数 [自動計算]		3年	終了	予定年	三月		
直	近 0	D 見	直	し年	月			年		月	経過年数 [自動計算]							
見	直	L	Ø	内	容			-				•		-				
予		算	¥		目	款 05民生費			項 管害者		目 心身障害者 祉事業費		大事業総合福祉センター機施設補助		01 運営衫	中事業 前助	実施計	画事業番号
補	助	金	の	種	別	奨励	的補助] [施設運	営補	助 □扶	助的	内補助 [] 投資	的補助	利·	子補給	
2	補貝	力金(の概	要														
補		助	E	■	的	文京総合 一部を補	·福祉さ 助する	2ンタ- ことに	ー内障害 より、施記	者支	で援施設を選 安定的な運	賃営⁻ 営を	する社会福 [。] :図る。	祉法人	に対して	、当該施	設の運営	経費の
補	助事	事業	等	の内	容	下記補助	対象組	圣費に	ついて、	全部	『又は一部を	:補具	助し、法人の	負担軽	を減を図る	5 .		
補	助対	象系	圣 費	の内	容		運営に	に係る紹	准持管理	に要	建物賃貸借 要する経費(貸付料	4			
						□区民		地域》	舌動団体		□ NPO(特点	定非営利活	動団体	○☑事業	業者		也
補	助	事	業	者	等	〔特定の村	目手方(こ補助	している	場合	は具体的に	記入	J					
						文京総合	福祉さ				で援施設運営	営法.	人(社会福祉	业法人	武蔵野会	;)		
						✓ 定率	補	助率	上記①は 1/2(③は	10/	10、②③は)限度額あり)・)	□定額	(補助	額)
						□補助	単価	(補助	助単価				単位)		その他	
補	助	金	の	算	出	〔その他の	の場合	は具体	体的に記.	入〕								
						〔定額又〔	よ補助	単価の	つ場合は	金額	設定の考え	方	を具体的に	記入〕				
公	募	. 0	D	状	況	非公募												
実使			: 時 (隆 : 詞	におけ 忍 方	る 法	☑領収	書	契	2約書	[/ 決算書		成果物		その他	()
						✓ 区単	 独		負担割	割合	区		国	Ĩ	邹	補耳	力対象者	
補	助•	単	独	の状	況	□補助	(区上美	乗せ無	し) 上乗t	+ Φ								
						□補助	(区上美	乗せ有	- marin 1									

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	0	
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	0	
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	0	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	0	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金 の申請をする機会が確保されているか	-	
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	1	
	補助金の交付以外の代替策はないか	0	
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	0	
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	0	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	0	
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	0	
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	0	
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	0	

4 交付実績 (件、千円)

4 文门 天根 (下、1 口									
	項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)				
交付(見込み)件数		1	1	1	1				
	決算(予算)額	27,841	27,971	27,672	29,521				
	国庫支出金	0	0	0	0				
	都支出金	0	0	0	0				
	その他	0	0	0	0				
	一般財源	27,841	27,971	27,672	29,521				
25	29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等) 社会福祉法人武蔵野会								

5 課題及び今後の方向性

前年度の事業に係る収入が別に定める基準を超えたときは、法人と協議を行い、貸付料及び共益費補助金の額に ついて見直しを行うとなっている。引き続き要綱にのっとり、適正な補助金の交付を行っていく。